

2026（令和8）年6月11日

株式会社大阪水道総合サービス

大阪市水道局の中期目標を達成するための中期計画

1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 大阪市水道局の行政目的又は施策の達成のために当社が求められている役割

（1）大阪市水道局の行政目的又は施策の内容

大阪市水道局（以下「水道局」という。）の職員が実施している、水道管及びその附属設備（以下「水道管等」という。）が他の管路等を管理する企業体の工事により損傷等を受けることを防止するための各種検討・調整、現地立会等の業務（以下「管路保全業務」という。）の当社への委託による実施

（2）水道局が（1）の行政目的又は施策に関し中期目標の期間終了時において実現しようとする状態

令和9年4月1日から、水道局が管理しているすべての水道管等（以下「水道局水道管等」という。）の管路保全業務を当社が受託し、現在水道局の職員によって実施されている水準以上の水準で実施する状態

（3）（2）の状態にするために当社が果たすべき役割

- ・水道局水道管等の管路保全業務を実施するために必要な人員を確保して教育訓練その他の育成を行い、業務執行体制を確立した上で、令和8年10月から令和9年3月までの間、当該管路保全業務を試行実施し、水道局の検査に合格すること
- ・水道局水道管等の管路保全業務の受託を当社の事業として継続して実施していくことができるようにするための事業運営基盤を確立していくこと

3 当社が2の役割を果たすために行う事業経営の内容

（1）水道局水道管等の管路保全業務を実施するための事業活動

ア 令和6年度

（第1四半期～第2四半期）

- ・水道局と協議を行い、水道局水道管等の管路保全業務の業務内容及び水道局とのリスク分担等を確認・整理
- ・水道局水道管等の管路保全業務に必要となる人員体制の検討

- ・水道局水道管等の管路保全業務に要する費用の検討
- ・水道局水道管等の管路保全業務の教育訓練計画の策定

(第3四半期～第4四半期)

- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)の決定
- ・業務受託計画のとりまとめ
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)となるグループ(2名以上の社員で構成)を1グループ以上確保
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)として確保したグループの構成員である社員に対するその役割に応じた教育(水道局職員と連携して実施)

イ 令和7年度

(第1四半期～第2四半期)

- ・水道局水道管等の管路保全業務に係る社員育成の仕組みの構築に向けた検討
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)となるすべてのグループ(2名以上の社員で構成)を確保

(第3四半期～第4四半期)

- ・水道局水道管等の管路保全業務に係る社員育成の仕組みの構築に向けた検討
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)となるすべてのグループ(2名以上の社員で構成)を確保
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)として確保したグループの構成員であるすべての社員に対するその役割に応じた教育(水道局職員と連携して実施)

ウ 令和8年度

(第1四半期～第2四半期)

- ・水道局による水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)の構成員となる社員の力量評価、必要に応じて社員の再度の訓練・力量評価
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)による訓練の実施、水道局による訓練内容の検査
- ・力量評価合格者による水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(試行実施体制)の構築
- ・水道局水道管等の管路保全業務に係る社員育成の仕組みの構築
- ・第1四半期に構築した業務執行体制(試行実施体制)による水道局水道管等の管路保全業務の試行実施
- ・水道局水道管等の管路保全業務に係る社員育成の仕組みの運用

(第3四半期～第4四半期)

- ・第1四半期に構築した業務執行体制(試行実施体制)による水道局水道管等の管路保全業務の試行実施

- ・水道局水道管等の管路保全業務に係る社員育成の仕組みの運用
 - ・水道局による試行実施の内容の検査、必要に応じて社員の再度の訓練・力量評価
 - ・試行実施の状況等も踏まえながら、令和9年4月以降の業務実施計画を策定
 - ・水道局との令和9年度の水道局水道管等の管路保全業務の受託契約の締結
- (2) 水道管等の管路保全業務を将来にわたって安定的かつ継続的に受託することができる財務運営基盤の確立
- ア 令和6年度
- ・水道局水道管等の管路保全業務の運営に要する費用の検討
 - ・水道局水道管等の管路保全業務の業務執行体制(訓練体制)の構成員の確保及びその教育に係る費用が当年度及び令和7年度の当社全体の財務運営に与える影響の確認
- イ 令和7年度
- ・水道局水道管等の管路保全業務の業務執行体制(訓練体制)の構成員の訓練及び当該管路保全業務の試行実施に係る費用の検討
 - ・水道局水道管等の管路保全業務の業務執行体制(訓練体制)の構成員の確保及びその教育及び訓練に係る費用並びに当該管路保全業務の試行実施に係る費用が令和8年度の当社全体の財務運営に与える影響の確認
- ウ 令和8年度
- ・令和9年度からの水道局水道管等の管路保全業務の受託料の設定

4 3の事業経営に関する指標・目標

- (1) 水道局水道管等の管路保全業務を実施するための事業活動に関する指標・目標
- ア 令和6年度
- (令和6年4月～令和6年12月)
- ・管路保全業務の教育訓練計画の策定の完了
 - ・業務受託計画の策定の完了
- (令和7年1月～令和7年3月)
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)として確保したグループ(2名以上で構成)の構成員である社員のうち、教育訓練後の理解度確認テストにおいてその役割に応じた知識を修得できていると認められた社員の割合 100%
- イ 令和7年度
- (令和7年4月～令和7年12月)
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)の人員の確保の完了
- (令和8年1月～令和8年3月)
- ・水道局水道管等の管路保全業務の執行体制(訓練体制)となるすべてのグループ(2名以上で構成)の構成員である社員のうち、教育訓練後の理解度確認テストにおいてその役割に応じた知識を修得できていると認められた社員の割合 100%

ウ 令和 8 年度

(令和 8 年 4 月～令和 8 年12月)

- ・ 水道局水道管等の管路保全業務に係る社員育成の仕組みの構築

(令和 9 年 1 月～令和 9 年 3 月)

- ・ 水道局水道管等の管路保全業務の試行実施の内容についての水道局による検査の合格
- ・ 水道局水道管等の管路保全業務の執行体制（試行実施体制）となるすべてのグループ（2 名以上で構成）の構成員である社員のうち、その役割に応じた力量があると評価された社員の割合 100%
- ・ 水道局水道管等の管路保全業務に係る社員育成の仕組みが運用されている状態
- ・ 令和 9 年 4 月以降の業務実施計画の策定の完了

(2) 水道管等の管路保全業務を将来にわたって安定的かつ継続的に受託することができる財務運営基盤の確立に関する指標・目標

ア 令和 6 年度～令和 8 年度

- ・ 各年度の売上高
 - 令和 6 年度：19 億円以上
 - 令和 7 年度：19.5 億円以上
 - 令和 8 年度：23 億円以上
- ・ 各年度の営業利益率
 - 令和 6 年度：0.5%以上を確保
 - 令和 7 年度：0.5%以上を確保
 - 令和 8 年度：0.5%以上を確保

イ 令和 8 年度

- ・ 令和 9 年度からの水道局水道管等の管路保全業務の受託料の設定